

商標「ME-BYO」の使用形態に関するガイドライン

1 基本的な考え方

本要綱では、商標「ME-BYO」について、ME-BYO（未病）の概念普及を目的とした使用形態についてのみ、使用を許諾する。

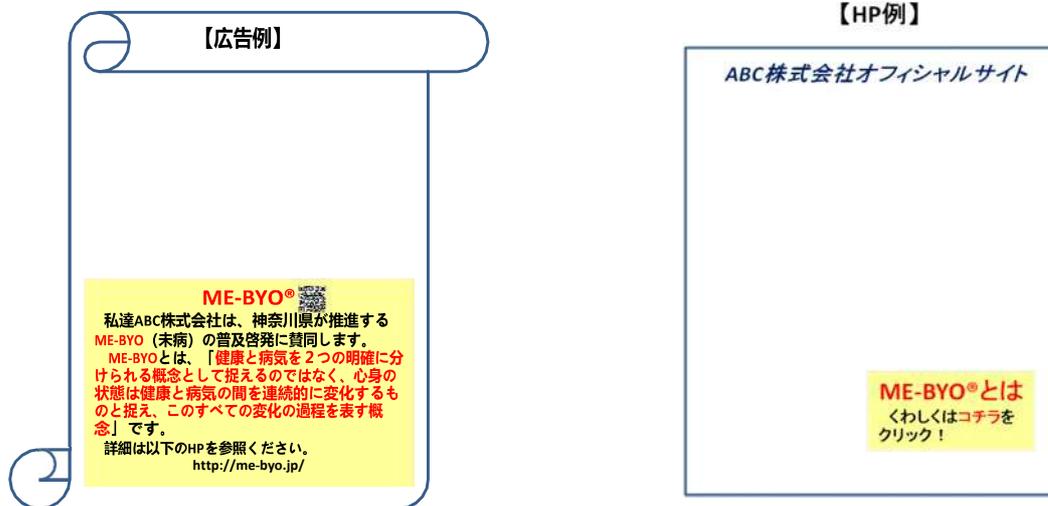
したがって、実際の商品名やサービス名等に、商標「ME-BYO」の表示をすることは認められない。ただし、ME-BYO BRAND の認定を受けた商品・サービスについてはこの限りではない。

2 使用許諾が認められる例

- (1) セミナーや展示会等の共通標識として表示する行為

例：展示会のブースやパネルに「ME-BYO」と表示する行為

- (2) 広告やHP等の宣伝媒体に「ME-BYO」と表示する行為



- (3) 商品・サービスを提供する売場の名称として「ME-BYO」と表示する行為

例：飲料を提供する場所の看板等に「ME-BYO 喫茶」と表示する行為

- (4) その他、ME-BYO（未病）の概念普及につながる行為

例：垂れ幕やポスター等でME-BYOをPRする行為

3 使用許諾が認められない例（ただし、ME-BYO BRAND の認定を受けた商品・サービスについてはこの限りではない。）

- (1) 商品の名称として「ME-BYO」を表示する行為

例：商品のサプリーについて「ME-BYO サプリー」と表示する行為

- (2) サービスの名称として「ME-BYO」を表示する行為

例：旅行のパックについて「ME-BYO ツアー」と表示する行為

- (3) 商品自体や商品の包装に「ME-BYO」を表示する行為

例：商品の栄養補助飲料について、そのラベルに「ME-BYO」と表示する行為

- (4) その他、ME-BYO（未病）の概念普及につながらない行為

例：県の考えるME-BYOの概念と、全く異なる考えを主張するセミナーのタイトルとして、会場の看板に「ME-BYO」を表示する行為

4 商標の表示形式

基本的には、登録した商標（登録第5681442号及び第5787466号）と同一の表示をすること。但し、必要に応じて、社会通念上同一（商標法第50条第1項）の範囲内において表示することも認める。

【登録商標】

文字商標：ME-BYO

書体：Calibri（すべて半角）

色彩：黒

【社会通念上同一の範囲の参考例】

- ・色彩の変更（商標法第70条第1項）
- ・書体のみに変更を加えた同一の文字（商標法第50条第1項）等

※ 使用形態が要綱に合致するか否かについては、使用許諾申請書及び関係書類をもとに、県が「使用目的」や「使用方法」を精査して判断します。

ご不明な点がある場合は、政策局のち・未来戦略本部室へお問い合わせください。